

議案第 1 号

新沖縄県史編集委員会設置条例（案）に対する意見について

新沖縄県史編集委員会設置条例（案）に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育委員会の意見を次のように定める。

平成 17 年 11 月 9 日

沖縄県教育委員会

新沖縄県史編集委員会設置条例（案）に対する意見について

新沖縄県史編集委員会設置条例（案）に対する意見については、異議ありません。



教文第 1215 号
平成 17 年 10 月 28 日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

平成 17 年 11 月沖縄県議会（定例会）に提出予定の下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条に基づき、貴委員会の意見をお伺いします。

記

新沖縄県史編集委員会設置条例

新沖繩県史編集委員会設置条例（案）

平成17年11月議会（定例会）

教 育 庁 文 化 課

1 件名

新沖縄県史編集委員会設置条例

2 制定の経緯及び必要性

教育委員会が実施している新沖縄県史編集事業に関する編集方針、発行計画その他重要事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議することを担任する事務とする新沖縄県史編集委員会を、教育委員会に属する附属機関として設置するため、条例を制定する必要がある。

3 制定案の概要

- (1) 新沖縄県史編集委員会の設置等条例の趣旨を定める。(第1条関係)
- (2) 委員会の担任する事務について定める。(第2条関係)
- (3) 委員会の組織について定める。(第3条関係)
- (4) 委員の任期について定める。(第4条関係)
- (5) 委員会に会長及び副会長を置くことを定める。(第5条関係)
- (6) 委員会の会議について定める。(第6条関係)
- (7) 専門部会の設置について定める。(第7条関係)
- (8) 庶務について定める。(第8条関係)
- (9) その他委員会の運営について必要な事項は、委員会で定めることとする。(第9条関係)

4 根拠法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3

5 関係各課との調整状況

人事課及び財政課と調整済

6 添付資料

(1) 根拠法令等の参照条文

(2) その他参考となる資料（主務官庁からの準則、通知を含む。）

新沖縄県史編集委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、新沖縄県史編集委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任する事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 新沖縄県史の編集方針及び発行計画に関すること。
- (2) 史料の調査及び収集の計画に関すること。
- (3) その他新沖縄県史の編集に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

(専門部会)

第7条 委員会に新沖縄県史の編集分野ごとに専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、5人以内の専門部会委員で組織する。

3 専門部会委員は、委員並びに当該専門の事項に関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

4 専門部会に部会長を置き、委員をもって充てる。

5 専門部会委員(委員のうちから委嘱された専門部会委員を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育庁において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

平成17年 月 日提出

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

理 由

新沖縄県史編集委員会を附属機関として設置するため、条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（委員会・委員の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（職務・組織・設置）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

新沖縄県史編集事業について

教育庁文化課

<経緯と目的>

昭和 40(1965)年に、「沖縄県史」の編集刊行事業がスタートし、昭和 52(1977)年に「沖縄県史」全 24 巻の刊行を終了した。しかし、その取り扱っている時代は、明治初期から沖縄戦までの近代史だけに限定されており、先史から現代までの歴史を網羅した体系的な県史ではなかった。

その後、沖縄の自然、歴史、文化に関する研究は飛躍的に発展し、新しい史料等の発見もめざましいものがある。沖縄の自然・歴史・文化に対する県内外の人々の関心は、近代のみに限らず、先史時代、王国時代、あるいは戦後から現代までを含め多様である。また、近年の県史編纂の全国的傾向として、自然史を含む古代から現代までの流れを編集しようとする動きがある。このような状況をふまえ、自然史を含めた、先史時代から現代にいたる研究成果を集約し、沖縄県にかかわるすべての歴史を対象とする体系的な歴史書を編集し、本県の歴史や文化を明らかにし、特色ある学術や文化の振興を図ること、また先人たちの多様な歩み・成果を現在および未来の人々のために基礎資料として提供することを目的として新沖縄県史編集事業が平成 5 年(1993)にスタートした。

<現状>

教育委員会が策定した新沖縄県史編集基本計画では、第 1 次刊行計画(平成 5～19 年)のうち、これまで各論編 2 冊、資料編 21 冊、ビジュアル版 13 冊や概説書他を刊行した。これまでは、史料編集事業がスタートした初動的な時期ということもあり、資料編と普及本の刊行に力点を置いて編集刊行してきたが、現在は刊行計画の中心でもある各論編や図説編の編集刊行に重点が移りつつあり、本体部分の刊行が始まるという重要な段階にある。

新沖縄県史編集基本計画

平成10年5月27日 教育長決裁

平成16年11月8日改正 教育長決裁

1. 事業の目的

沖縄県にかかわるすべての歴史を対象とする体系的な歴史書を編集し、先人たちの多様な歩み・成果を現在および未来の人々のために基礎資料として提供する。そのことにより、沖縄県における歴史認識、文化意識の一層の活性化を促すことを目的とする。

2. 事業の方針

過去の編集事業の成果や問題点を正しくふまえ、沖縄という地域にふさわしい独自の新たな歴史編集事業の推進を図る。

- (1) 全時代を対象とするとともに、多様な分野について取り扱う。
- (2) 沖縄県の歴史に関する資料の収集と普及の充実をはかる。
- (3) 島嶼県であるという地域特性をふまえつつ、県内の地域性にも配慮する。
- (4) 開拓が遅れている諸分野（女性史・技術史・および戦後史）を積極的に取り扱う。
- (5) 事業の成果を広く普及するための諸活動を積極的におこなう。
- (6) 内外の関係機関・研究者との間に積極的な連携を維持するとともに、事業推進に不可欠な事務局機能の強化をはかりつつ推進する。

3. 事業の内容

事業の方針をふまえ、これを具体化するために以下の諸事業をおこなう。

- (1) 「沖縄県史」シリーズの刊行
本編に相当し、通史編・各論編・図説編・辞典編・索引編の5種類の書籍を刊行する。
- (2) 「沖縄県史資料編」シリーズの刊行
沖縄県史に関する未公刊資料あるいは希少文献等を刊行し、基礎的情報を整備する。
- (3) 「沖縄県史普及本」シリーズの刊行
沖縄県の歴史について、広く内外に普及をはかるために次の普及書を刊行する。
 - ①「概説書」
1冊にまとめられた沖縄県史の概説書を刊行し、適宜改訂を加える。
英語・中国語・スペイン語・ハングル語訳の外国語版も刊行する。

必要に応じ他の外国語版も刊行する。

②「ビジュアル版 沖縄の歴史」シリーズ

各時代や分野の主要な題材を特集し、写真・図を中心とした内容のビジュアル版をシリーズで刊行する。

③「掲示資料版 沖縄の歴史」シリーズ

各時代や分野の主要な題材を特集し、写真・図を中心とした内容の掲示型のポスターを刊行する。

④「映像版 沖縄の歴史」シリーズ

ビデオ等の映像版の制作を検討する。

(4) 沖縄の歴史に関する情報の蓄積・活用

沖縄県史に関する史料・編集物等をコンピュータ処理によって保存するとともに、インターネットなどマルチメディアを駆使して、多様な需要に答える歴史情報の提供を行う。

(5) 調査・研究の推進

編集事業にかかわる調査・研究を積極的におこない、その成果を提示するために研究紀要の発行、研究会・講座・講演会・シンポジウムなどを開催する。

4. 刊行物の内容および構成

(1) 「沖縄県史」シリーズ

① 通史編	—	原始・古琉球編	1冊
	—	近世編	1冊
	—	近代編	1冊
	—	現代編	1冊
② 各論編	—	自然環境編	1冊
	—	考古編	1冊
	—	古琉球編	1冊
	—	近世編	1冊
	—	近代編	1冊
	—	沖縄戦編	1冊
	—	現代編	1冊
	—	女性史編	1冊
	—	対外関係史編	1冊
	—	地域編	1冊
	—	思想史編	1冊
	—	産業経済編	1冊
	—	建築土木編	1冊
	—	技術編	1冊
	—	交通運輸編	1冊
	—	方言編	1冊
	—	文学編	1冊
—	美術工芸編	1冊	
—	芸能編	1冊	
—	民俗編	1冊	
—	医療福祉編	1冊	

③ 図説編 10冊

④ 辞典編 3冊

- ⑤ 索引編 1冊
- (2) 「沖縄県史資料編」シリーズ
沖縄県史に関する資料のうち、未公開のものあるいは聞き取り資料および希少文献等を刊行する。
- (3) 「沖縄県史普及本」シリーズ
 - ① 概説書 「沖縄－自然・歴史・文化・社会」の日本語版の刊行。
同書の外国語版の刊行。
必要に応じ適宜改訂をおこなう。
 - ② ビジュアル版「沖縄の歴史」シリーズ
各時代や分野のおもなことがらを、写真・図などを中心とした読みやすく、理解しやすい冊子にする。英語を付すように努める。
 - ③ 掲示資料版「沖縄の歴史」シリーズ
児童生徒を対象として、沖縄県史の主な題材について、理解しやすい内容と表現によるポスターを編集する。
 - ④ 映像版「沖縄の歴史」
ビデオ等の映像版の製作を検討する。
 - ⑤ 沖縄県史デジタル情報
コンピュータによる沖縄県史に関する情報を、広く内外に提供できるような方策を講ずる。インターネットのホームページを開設し、運用する。
- (4) 「研究紀要」等
編集事務局・編集委員・専門部委員等による沖縄県史に関する調査研究の成果を「紀要」等によって刊行する。

5. 刊行計画

平成20年から29年までの第二次刊行計画を次の通りとする。但し予算措置などの諸事情により見直しの必要が生じた場合は適宜検討する。

平成30年から39年までの第三次刊行計画については、引き続き検討する。

新 沖 縄 県 史 刊 行 計 画

注：刊行計画は予算等の事情により随時見直す。

○印-その年度に刊行する。○ひとつが1冊。

刊行物の種類	第一次刊行計画															第二次刊行計画
	1993 平成5	1994 平成6	1995 平成7	1996 平成8	1997 平成9	1998 平成10	1999 平成11	2000 平成12	2001 平成13	2002 平成14	2003 平成15	2004 平成16	2005 平成17	2006 平成18	2007 平成19	2008年～2017年 平成20年～29年
通史編（原始・古琉球）																
通史編（近世）																
通史編（近代）																
通史編（現代）																
各論編									○							
図説編										○						○
資料編		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				○												
普及版	概説書（日文）							○								
	概説書（英文）								○							
	概説書（中文）									○						
	概説書（西文）										○					
	概説書（ハングル）											○				
	ビジュアル版					○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○
掲示資料版					○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	
映像版	検討する															
インターネット						試用	供用開始									

ひきつづき
検討する

新 沖 縄 県 史 刊 行 計 画 (第 2 次)

注：刊行計画は予算等の事情により随時見直す。

○印—その年度に刊行する。○ひとつが1冊。

刊行物の種類	第1次	第2次刊行計画										第3次
	刊行計画											刊行計画
	1993年 ～2007年 平成5年 ～19年	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018年 ～2027年 平成30年 ～39年
通史編(原始・古琉球)												ひきつづき 検討する
通史編(近世)												
通史編(近代)												
通史編(現代)												
各論編	3		○		○			○		○		
図説編	2			○			○					
資料編	22	○				○			○		○	
普及版	概説書(日文)	1	○									
	概説書(英文)					○						
	概説書(中文)								○			
	概説書(西文)											
	概説書(ハンガル)											
	ビジュアル版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	掲示資料	2	○				○			○		
映像版												
インターネット												